

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
厚生年金関係	9 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から47年3月まで  
② 昭和48年4月及び同年5月

父親は、昭和43年頃から村の評議員や区長をしており、当時は、町会で国民年金保険料を集め、区長が役場へ持って行っていた。父親から、46年頃に私の国民年金保険料をまとめて納付したと聞いているので、申立期間①が未納となっていることは納得できない。

また、婚姻後は、私が、婦人会で毎月国民年金保険料を納付していたので、申立期間②の2か月だけ未納となっていることはおかしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の父親も他界しているため、国民年金加入手続及び当該期間に係る保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、「父親から、昭和46年頃に私の国民年金保険料をまとめて納付したと聞いている。」としているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年4月に払い出されており、その時点では、申立期間①の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間①について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和48年3月\*日に婚姻しており、婚姻するまでの期間については、その父親が国民年金保険料を納付していたところ、上記国民年金手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳及び市の国民年金被

保険者名簿から、申立人の婚姻前の期間である47年4月から48年3月までの保険料が同年8月1日に過年度納付されていることが確認でき、こうした納付状況や、当該記号番号が申立人の婚姻前の姓及び住所地で払い出されていることなどを勘案すると、申立人の父親が行ったとする申立人の保険料の遡及納付は、47年4月から48年3月までの保険料に係る過年度納付であると考えても不自然ではない。

加えて、申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、2か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であり、当該期間後の保険料は全て現年度納付されていることを踏まえると、あえて申立期間②について保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成19年3月1日から21年1月21日までの期間について、標準報酬月額決定又は改定の基礎となる18年4月から同年6月までは標準報酬月額41万円、19年4月から同年6月まで及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を19年3月から同年8月までは41万円、同年9月から20年12月までは36万円に訂正することが必要である。

また、申立人は平成19年7月31日、同年12月31日、20年6月30日、同年12月31日に係る標準賞与額12万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を12万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年1月1日から21年1月21日まで  
② 平成15年6月30日  
③ 平成15年12月31日  
④ 平成16年7月31日  
⑤ 平成16年12月31日  
⑥ 平成17年6月30日  
⑦ 平成17年12月31日  
⑧ 平成18年7月31日  
⑨ 平成18年12月31日  
⑩ 平成19年7月31日  
⑪ 平成19年12月31日  
⑫ 平成20年6月30日  
⑬ 平成20年12月31日

年金受給額が少ないため社会保険事務所（当時）で確認したところ、平成9年1月から標準報酬月額が減額されていることが判明した。A社の事

業主は実兄であるが、標準報酬月額の減額について尋ねても回答が無い。給与明細書は一部しか残っていないが、申立期間の前と同じくらいの給与をもらっていた。また、賞与を年2回、12万円ずつもらっていたが、その記録も無い。申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年1月1日から21年1月21日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成9年1月1日から19年3月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年3月1日から21年1月21日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立期間①のうち、平成19年3月1日から21年1月21日までの期間については、オンライン記録によると、28万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給料支払明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年4月から同年6月までは標準報酬月額41万円、平成19年4月から同年6月まで及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成19年3月から同年8月までは41万円、同年9月から20年12月までは36万円に訂正することが必要である。

また、申立人は申立期間⑩、申立期間⑪、申立期間⑫及び申立期間⑬までについては、上記給料支払明細書及び給与支払報告書により、当該期間に係る標準賞与額（12万円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を12万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成9年1月1日から19年3月1日までの期

間及び賞与に係る申立期間②から⑨までは、前述の通り、厚生年金特例法を適用する。

申立期間①のうち、平成9年1月1日から19年3月1日までの期間については、申立人から提出された平成15年6月分から16年2月分まで、同年4月分から18年3月分までの給料支払明細書に記載されている厚生年金保険控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録と一致している。

また、事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、平成18年4月から6月までの報酬月額はそれぞれ28万5,000円と記載されている上、17年9月から18年8月までの標準報酬月額及び18年9月から19年8月までの標準報酬月額がそれぞれ28万円となっていることが確認できる。

さらに、A社から「申立人は当該事業所の役員では無かったが事業主の弟で工場長を務めていた。当該事業所の経営が苦しく、厚生年金保険料の負担が大きいため、申立人と相談して標準報酬月額を28万円を社会保険事務所に届出を行った。申立人も承知していたと思う。」との回答があった。

申立期間②から⑨までについては、申立人は、賞与を年2回、12万円ずつ支給されていたとしているが、上記の給料支払明細書によると、当該賞与は6月分あるいは7月分、及び12月分の給与に含めて支払われているが、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間①のうち平成9年1月1日から19年3月1日までの期間、及び申立期間②から⑨までについて、標準報酬月額、標準賞与額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1500

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年3月1日から20年7月1日までの期間について、標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる18年7月から同年9月までは標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を19年3月から同年8月までは24万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年5月15日から20年7月1日まで

年金事務所の被保険者記録では、A社の厚生年金保険被保険者資格を取得した平成18年5月から標準報酬月額が15万円になっているが、資格取得時には基本給と手当で約20万円あった。また、19年3月分の給与より基本給が約18万円に昇給し総支給額も増えているが、会社から社会保険事務所（当時）に標準報酬月額の変更の届出がされていない。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年5月15日から20年7月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成18年5月15日から19年3月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であ

るから、厚生年金特例法を、同年3月1日から20年7月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間のうち、平成19年3月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19年3月から同年8月までは15万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年7月から同年9月までは、標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成19年3月から同年8月までは24万円に訂正することが必要である。

一方、平成19年9月から20年6月までの期間については、当該給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

また、申立期間のうち、平成18年5月15日から19年3月1日までの期間については、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された給与明細書及び当該事業所から提出された賃金台帳に記載されている当該期間に係る給与支給額は、申立人の主張するとおり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、当該給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、当該期間について標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間における標準報酬月額については、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（22 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を 22 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで  
私は、A社に平成 11 年 6 月 11 日から 13 年 8 月 31 日まで勤務していた。4 月頃には定期昇給があり、基本給や手取り金額が下がった覚えは無いのに、申立期間の標準報酬月額が大幅に下がっているのので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、平成 11 年 6 月 11 日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、資格取得時の標準報酬月額は、当初 15 万円と記録されていたところ、12 年 2 月 15 日付けで、11 年 6 月から同年 9 月までは 22 万円に訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の事務長は「入社した当時は短い勤務時間で様子を見ながら勤務形態を考慮する。勤務時間が増え、入社時に届出をした報酬月額と実際の報酬月額に大きな差が出た時には、遡って訂正の届出をすることがある。」と供述しているところ、同事業所から提出された賃金台帳から、平成 11 年 8 月以降の給与額は、入社時の給与額に比し高額になっていることが確認できる。

一方、A社が所属するB社から提出された申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、平成 11 年の定時決定は、同年 7 月の算定基礎日数が 20 日未満のため、資格取得時の標準報酬月額の記録を保険者算定によって決定していることが確認できる。

しかし、申立人に係る標準報酬月額の訂正届が事業所から社会保険事務所に提出され、申立期間直前の標準報酬月額の訂正処理を行った際に、保険者算定によって決定している申立期間の標準報酬月額についても、22 万円に訂

正処理を行うべきであったところ、オンライン記録からは、訂正が行われたことが確認できない。

また、このことについて、年金事務所に照会したところ、「申立人の申立期間当時の算定基礎届については、保管期限を経過しているため、保管されていない。」との回答があった。

これらのことを総合的に判断すると、社会保険事務所は平成 11 年 10 月の定時決定においても標準報酬月額を見直し訂正すべきところ、当該訂正処理を行っておらず、誤った処理であると認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に訂正を届け出た 22 万円に訂正することが必要である。

## 三重厚生年金 事案 1502

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成6年5月から9月までは、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から7年7月21日まで

A社の入社時より35万円前後の給料をもらっていた。そうでなければ、毎月10万円から15万円の貯金をするにはできないはずである。会社が保険料の負担を少なくするために低く届け出たのだと思う。申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、オンライン記録によると、申立人及びA社における同僚10人（申立人が氏名を挙げた同僚含む。）の標準報酬月額が、平成6年5月1日付けで、26万円から16万円に月額変更されているのが確認できる。

また、申立人が氏名を挙げた同僚（申立人と同時期に勤務。）は、「申立人とは同級生で、同じ仕事をしていた。給与額はほとんど同じだったと思う。」と供述しており、当該同僚から提出された給与明細書によると、申立期間のうち平成6年5月から同年9月までの厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく金額より高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認

定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記同僚の給与明細書の保険料控除額から、申立期間のうち、平成6年5月から同年9月までは26万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成4年8月から6年4月及び6年10月から7年6月の標準報酬月額については、当該同僚の給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険料納付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 三重厚生年金 事案 1503

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格の取得日に係る記録を昭和47年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年3月1日から同年7月1日まで

私は昭和44年4月1日にA社に入社し、平成22年1月15日に退職するまで同社に継続して勤務していた。その間、毎月給与はもらっていた。昭和47年2月15日付けで同社C工場から同社B工場に転勤となり、49年8月1日付けで同社本社に転勤となった。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、当時、申立人の上司であった同僚の供述及び申立人から提出された事業所保管の辞令控えから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記辞令控えには昭和47年2月15日と記載されているが、上記同僚及び現在のA社総務担当者はいずれも、実際の異動日は引き継ぎ等の関係で辞令の日付と異なる場合があった旨の供述をしている上、申立人は同社C工場において、同年3月1日に被保険者資格を喪失していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和47年7月の社会保険事務所（当時）の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録におけるA社B工場の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和47年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から同年6月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重厚生年金 事案 1504

### 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は昭和18年3月27日、資格喪失日は20年9月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年3月27日から20年9月頃まで

私は、申立期間にA社に勤務していた。年金事務所の回答では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないとのことであるので、当該期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の同社における資格取得日は昭和18年3月27日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、当該被保険者名簿及び台帳のいずれの記録においても、申立人を含む複数の同僚について、A社における資格喪失日欄は空欄となっており、社会保険事務所(当時)における申立人及び当該同僚の厚生年金保険記録の管理は、十分に行われていなかったことがうかがえる。

また、申立人は昭和18年3月から20年9月頃まで勤務していたと主張しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「申立人に関する資料が無く、申立期間当時のことについては不明であるため、申立人のA社における資格喪失日は特定することはできないが、社史によると、20年8月15日全社操業中止、同年8月下旬に全従業員解雇との記述があることから、資格喪失日は8月末から9月15日頃と思われる。」と回答している上、オンライン記録によると、当該事業所において申立期間に厚生年金保険被保険者

であったほとんどの同僚の資格喪失日は、9月1日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和18年3月27日、資格喪失日は20年9月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（36万円）であったと認められることから、当該期間の申立人の標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年8月3日まで

A社での標準報酬月額が、平成3年4月から資格喪失する5年8月まで、実際の報酬額よりも低額の11万8,000円と記録されている。申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する36万円と記録されていたところ、平成5年3月29日付けで、3年4月1日に遡及して11万8,000円に引き下げられ、事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（5年8月3日）まで継続していることが確認できる。

また、A社の役員の標準報酬月額も、申立人と同様に平成5年3月29日付けで、11万8,000円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された平成3年分、4年分の給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額及び5年1月分、2月分の給料明細書に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、A社の元代表取締役は、「当時、経営が厳しく、社会保険事務所に相談したところ、標準報酬月額を10万円くらいに減額するように言われて、そうした。標準報酬月額を減額したのは役員だけであり、申立人は一般の従業員だった。」と供述しており、同社の登記簿謄本によると、申立人は役員ではないことが確認できる上、役員ではない同僚の当該期間における標準報酬月額に変化は無いことが確認できる。

さらに、不能欠損整理簿により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年3月29日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成4年10月1日から同年8月3日までの期間に係る4年10月1日の定時決定における処理は、上記の遡及訂正処理と同時に行われ、かつ、遡及訂正後の標準報酬月額と同額であることから、上記の遡及訂正処理に連動してなされた処理の結果であると考えるのが適当であり、4年10月1日の定時決定における処理は、有効な処理であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、36万円に訂正することが必要である。

## 三重厚生年金 事案 1506

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 16 日から 42 年 9 月 1 日まで  
A社には、昭和 42 年の夏頃まで勤めており、厚生年金保険料は給与から控除されていたはずである。  
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、直接、事業所に出向き、事業主に照会したところ、「当時の資料は何も残っていないため不明である。また、申立期間当時、勤務していた従業員も既に退職しているため、当時のことを確認することはできない。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、「厚生年金保険に加入していない従業員が多数いた。」との供述があったことから、同社においては、必ずしも勤務期間について厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間について、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、A社における資格喪失日は昭和 40 年 8 月 16 日であることが確認できる。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年11月2日から21年2月8日まで  
② 昭和22年4月10日から24年4月1日まで  
③ 昭和26年5月1日から同年9月1日まで  
④ 昭和26年11月29日から同年12月1日まで

昭和20年11月2日から、A社（現在は、B社）に正社員として入社した。長く勤務するつもりでいたが、都合でやむを得ず24年3月31日に退職することになったので、申立期間①及び②は同社に勤務していたはずである。

その後、C社（現在は、D社）が輸送業務者を募集していたため、これに応募し、昭和26年5月1日から同年12月1日まで勤務したので、申立期間③及び④は同社に勤務していたはずである。

給料から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは記憶していないが、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社において当該期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の被保険者資格の取得状況等について確認できる供述を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「当時の資料が残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者台帳には、昭和21年2月8日資格取得、22年4月10日資格喪失と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

申立期間③及び④について、C社において当該期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について確認できる供述を得ることはできなかった。

また、上記同僚のうち一人は、C社では試用期間があり、同僚自身の記録も入社後数か月間無い旨の供述をしている。

さらに、申立人の申立期間③及び④に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社の後継企業であるD社に照会したものの、「当時の資料が残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、C社の厚生年金保険被保険者台帳には、昭和26年9月20日資格取得、同年11月29日資格喪失と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1508 (事案 631 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 11 日から同年 12 月 30 日まで  
私は昭和 43 年 7 月 11 日から同年 12 月 30 日までA社に勤務をしていた。その時期に同社の寮と一緒にいたのはB氏、C氏、D氏の3人がおり、これ以外に職場にE氏がいた。43 年 7 月 11 日に会社を辞めた覚えはなく、同年の年末まで勤めていたことを覚えている。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回、i) A社に照会したものの、当時の事業主は既に他界している上、当時の資料も残っていないため不明であるとの回答があり、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかったこと、ii) A社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚(申立人が記憶している同僚を含む。)に照会したものの、いずれも当時の記憶は不明確であり、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間について、今回、申立ての事業所に勤務していた当時の同僚の名字を思い出したため、事実関係を再確認してほしいと主張していることから、当委員会では当該同僚に照会を試みたが、連絡先が不明であり、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1509

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月1日から6年10月1日まで  
② 平成8年10月1日から9年12月1日まで  
③ 平成14年4月1日から同年12月1日まで

私は、A社に入社して以来、給与が下がったことが無いのに、年金事務所の記録では、申立期間①、②及び③の標準報酬月額が引き下げられているので、当該期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金事務所に記録されている標準報酬月額と申立期間当時支給されていた給与が相違していると申し立てている。

しかし、申立期間について、A社に照会したところ、「当時の賃金台帳等確認できる資料が残っていないため不明である。」との回答があり、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができなかった。

また、当時の事業主は既に他界しているため、その後、事業を引き継いだ息子に照会したところ、「申立人が年金の受給を始めた申立期間①及び②当時、事業主であった父親から、年金を受給するため申立人の給与が下がったと聞いたことがある。また、申立期間③について、父親の後を継いだのは平成13年からであるが、その頃、申立人の勤務時間は全日ではなく、給与も10万円ぐらいであったと記憶している。」との回答があった。

さらに、オンライン記録により、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者であった6人のうち連絡先が判明した2人に照会したところ、そのうちの1人から、「いつからかは覚えていないが、申立人の勤務時間が短くなったことを覚えている。」との供述があった。

加えて、オンライン記録によると、申立期間①及び②について、申立人の標準報酬月額が減額されたことに伴い、その直後に、申立人の老齢厚生年金保険の年金受給額が増額していることが確認でき、申立期間③について、当該期間を含む前後の期間において、健康保険の標準報酬月額はすべて 11 万 8,000 円であることが確認できる。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1510

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月25日から同年9月1日まで  
② 昭和31年7月4日から同年8月1日まで  
③ 昭和32年9月26日から33年1月1日まで

私は、昭和22年11月からA社で勤務し、平成4年12月に退職するまで、会社名称の変更はあったが、勤務は継続していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社において継続して勤務していたにもかかわらず、空白期間があると申し立てている。

しかしながら、A社から同社B支店に異動した同僚4人の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、3人について申立人と同様、昭和27年5月25日に被保険者資格を喪失しており、残る1人も同年5月に資格を喪失している上、4人全員について同社B支店が厚生年金保険の適用事業所となった同年9月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記同僚に照会したところ、そのうちの一人は、「申立人と私と他の2、3人がA社から同社B支店へ移ったが、A社を一旦退職し、同社B支店で再就職となった。再就職となるまでは給与がなかったため、アルバイトをしていた。」と供述している。

さらに、A社は昭和33年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業登記簿謄本により判明した元代表取締役の連絡先も不明であるため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生

年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、C社の厚生年金保険被保険者であった同僚の供述から、同社はA社から名称変更していることがうかがえる。

しかしながら、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和30年9月1日に被保険者資格を取得している同僚26人について調査したところ、全員が申立人と同様、31年7月4日までに被保険者資格を喪失している上、そのうち8人が同年8月1日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、上記同僚に照会したところ、そのうちの一人は、「C社は2回倒産している。1回目の倒産の時、全員が解雇された。その後、同社で再雇用があった。」と供述していることから、従業員は当該事業所の倒産を理由として被保険者資格を喪失し、再雇用により被保険者資格を再取得していることがうかがえる。

さらに、C社は昭和32年9月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により判明した元事業主の連絡先も不明であるため、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間③について、C社は昭和32年9月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当該期間において適用事業所でないことが確認できる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、健康保険整理番号\*番（昭和32年4月4日資格取得）と\*番（昭和33年1月1日）は連番で記載されており、申立期間③において、被保険者資格を取得している被保険者はいないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1511

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月から22年10月まで  
② 昭和22年11月から23年6月1日まで  
③ 昭和24年6月1日から26年1月20日まで  
④ 昭和57年5月1日から58年8月1日まで

申立期間①については、A事業所に勤務し、兵器等を爆破処理した。申立期間②及び③については、昭和22年11月に就職し、30年12月までB社に引き続き勤務していたことが履歴書や写真で証明できるのに、空いた期間があることは納得できない。申立期間④については、C社で2年間勤務していたのに9か月しか記録が無い。申立期間を調査して、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した履歴表から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A事業所については、厚生年金保険の適用事業所としては確認できない上、同事業所を管轄していたD県に申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が申立期間①にA事業所の同僚であったとしている二人については、申立期間①において厚生年金保険被保険者記録は無く、当時の同事業所における同僚の連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

申立期間②及び③については、オンライン記録及びB社の健康保険厚生年

金保険被保険者名簿によると、同事業所は昭和 23 年 6 月 1 日に初めて厚生年金保険が適用されており、申立期間②当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該被保険者名簿によると、申立人及び複数の同僚は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に資格取得しており、その同僚 9 人のうち 3 人が資格喪失後に再取得している上、申立人が氏名を挙げ、登記簿から申立人と同じ有限責任社員であったことが確認できる同僚一人は、同事業所において、申立人と同日に資格喪失及び再取得している厚生年金保険被保険者記録があり、被保険者記録が継続していないことが推認できる。

さらに、申立人が提出した年金手帳には、初めて被保険者となった日が昭和 23 年 6 月 1 日と記載されている。

加えて、申立期間②及び③に勤務していた同僚のうち連絡先が判明した 5 人に照会したところ、いずれも当時の記憶は不明であり、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

申立期間④については、C 社は平成 13 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の役員等関係者に照会したものの、申立人の当該期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は申立期間④当時の同僚の氏名を記憶しておらず、オンライン記録により確認できる申立期間④に C 社において厚生年金保険被保険者であった 6 人に照会したところ、いずれも当時の記憶は不明であり申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の C 社における雇用保険の加入記録は、昭和 58 年 8 月 1 日資格取得、59 年 4 月 30 日離職となっており、厚生年金保険の記録と合致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1512

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月から 57 年 7 月まで

ねんきん特別便を見ると、A社B工場における標準報酬月額は18万円で届け出られているが、同社C工場から同社B工場に異動しただけであり、給与はC工場の時と変わっていない。事業主が誤って届出をしたと思われるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する申立期間の一部に係る給与明細書から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額よりも高い額であることが確認できる。

しかし、当該給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1513（事案 1205 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月1日から22年6月1日まで

前回の申立てについては、年金記録の訂正はできない旨の通知を受けたが、昭和21年5月1日からA社で継続して勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。

再申立てするので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について、A社及びB労働組合へ照会したところ、確認できる当時の資料が残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかったこと、ii) A社C支店で、申立期間において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚は既に他界又は連絡先が判明しないため、同社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間の前後に被保険者資格を取得している複数の同僚のうち、連絡先の判明した二人に照会したところ、いずれも申立人のことは記憶しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかったこと、iii) 申立期間における同社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名が無く、申立人の記録が欠落したものと考えること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年9月9日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料や事情を提示することなく、「上記通知に納得できない。昭和21年5月1日から継続してA社で勤務していたのに、申立

期間の記録が無いのはおかしい。」と主張しているが、前職のE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、昭和21年5月1日から同年12月1日までの期間、同事業所において厚生年金保険被保険者期間であったことが確認できる。

また、申立人は、「E社を辞めて、半年から1年ほど働いていない期間があった。」とも供述しており、E社において被保険者を資格喪失後、A社C支店において資格取得するまでの期間と符合する。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 48 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 3 月 1 日まで  
④ 昭和 52 年 3 月 1 日から 54 年 7 月 1 日まで  
⑤ 昭和 54 年 7 月 1 日から 56 年 10 月 1 日まで  
⑥ 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで  
⑦ 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで

申立期間について、給与が毎年昇給していたのに前年の記録より下がっているのは考えられない。調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与が毎年昇給していたのに前年の標準報酬月額より減額されているのは考えられないと申し立てしているところ、A社より提出された任用記録及び給与記録から、報酬月額及び保険料控除額を確認することができないものの、記載されている給与の等級から、申立期間において毎年昇給していたことは確認できる。

しかし、申立人及び同僚が、「部署によって残業時間に差があった。」と供述していることから、申立人の標準報酬月額を決定する際に、残業手当等が少なければ前年の標準報酬月額より減額されていても不自然とは言えない。

また、申立期間においてA社に在籍していた申立人の前後 11 人の標準報酬月額の記録を調査したところ、全員が申立人と同様に前年の標準報酬月額より減額された記録となっている年が数か所あり、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡もない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。